



市 章

# 大津市公報

令 和 4 年 3 月 31 日  
号 外 (第 18 号)発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

- 19 申請書等への押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則…………… 1  
20 大津市市税規則の一部を改正する規則…………… 14  
21 大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則…………… 25

### ○ 企 業 局 管 理 規 程

- 2 大津市企業局公印規程の一部改正…………… 25  
3 大津市企業局会計規程の一部改正…………… 26  
4 大津市水道給水装置工事費分納取扱規程の一部改正…………… 26  
5 大津市水道事業給水条例施行規程の一部改正…………… 26  
6 大津市下水道条例施行規程の一部改正…………… 27  
7 大津市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正…………… 29  
8 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正…………… 30  
9 大津市指定ガス工事店規程の一部改正…………… 32

### ○ 消 防 局 訓 令

- 1 大津市消防音楽隊規程の一部改正…………… 32  
2 大津市消防処務規程の一部改正…………… 33  
3 大津市火災予防査察規程の一部改正…………… 33  
4 大津市火災予防違反処理規程の一部改正…………… 33  
5 大津市火災調査規程の一部改正…………… 34  
6 大津市消防活動規程の一部改正…………… 34  
7 大津市消防救急活動規程の一部改正…………… 34  
8 大津市消防職員服務規程の一部改正…………… 34

### ○ 教 育 委 員 会 規 則

- 4 大津市立幼稚園の規則の一部を改正する規則…………… 35

### ○ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 4 大津市選挙人名簿及び在外選挙人名簿事務取扱規程の一部改正…………… 35

## 規 則

申請書等への押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第19号

申請書等への押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則  
(大津市契約規則の一部改正)

第1条 大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)中「」、「実印」、「印」及び「(見積・入札・契約・請求用)」を削り、「には、必ず記入し、押印」を「は、必ず記入」に改め、「※ 債権者登録申請書兼口座振替依頼書を提出する場合は、その印鑑は本申請書の使用印鑑と同じ印鑑にしてください。」を削り、同様式(裏)誓約書中「 実印」を削る。

様式第1号の2(表)中「」、「実印」、「印」及び「(見積・入札・契約・請求用)」を削り、「には、必ず記入し、押印」を「は、必ず記入」に改め、「※ 債権者登録申請書兼口座振替依頼書を提出する場合は、その印鑑は本申請書の使用印鑑と同じ印鑑にしてください。」を削り、同様式(裏)誓約書中「 実印」を削る。

様式第2号(第1葉表)、様式第2号の2(第1葉表)、様式第2号の3(第1葉表)及び様式第2号の4(第1葉表)中「 実印」を削る。

(大津市庁舎管理規則の一部改正)

**第2条** 大津市庁舎管理規則（昭和42年規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大津市長 様」を 「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第2号中「大津市長 様」を 「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削り、「および」を「及び」に改め、同様式(注)を削る。

様式第5号中「大津市長 様」を 「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第6号中「大津市長 様」を 「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削る。

(大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

**第3条** 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「大津市長 殿」を 「(宛先) 大津市長」に、「住所.....」を 「住所..... 氏名.....㊟」を 「住所..... 氏名.....」

.....に改める。  
.....」

様式第5号(表)中「大津市長 殿」を「(宛先)大津市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号の2から様式第5号の4までの規定中「大 津 市 長 殿」を「(宛先)大津市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号から様式第9号まで、様式第13号及び様式第14号中「大津市長 殿」を「(宛先)大津市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第15号中「大津市長 殿」を 「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第16号中「大津市長 殿」を 「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削り、「または」を「又は」

める。

(大津市都市公園条例施行規則の一部改正)

**第4条** 大津市都市公園条例施行規則（昭和45年規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

(大津市土地開発基金管理規則の一部改正)

**第5条** 大津市土地開発基金管理規則（昭和45年規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中	「	備 考	登 載 印	「	備 考	に改める。


様式第4号から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。  
 (大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則及び大津市漁港等管理条例施行規則の一部改正)

**第6条** 次に掲げる規則の様式中「(あて先)大津市長」を「(宛先)大津市長」に改め、「㊟」を削る。

- (1) 大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則(昭和46年規則第29号)様式第4号及び様式第5号
- (2) 大津市漁港等管理条例施行規則(昭和55年規則第23号)様式第1号から様式第10号まで  
 (大津市建築基準法等施行細則の一部改正)

**第7条** 大津市建築基準法等施行細則(昭和47年規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第5号の2中「㊟」を削る。  
 様式第5号の3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。  
 様式第5号の4及び様式第5号の5中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」及び「印」を削る。  
 様式第5号の6から様式第9号まで、様式第12号及び様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。  
 様式第14号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」及び「5 確認申請時と同じ印で押印すること。」を削る。  
 様式第15号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」及び「5 許可申請時と同じ印で押印すること。」を削る。  
 様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「注1」を「注」に改め、「2 確認申請時と同じ印で押印すること。」を削る。  
 様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「注1」を「注」に改め、「2 許可申請時と同じ印で押印すること。」を削る。  
 (大津市建築協定に関する条例施行規則及び大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する規則の一部改正)

**第8条** 次に掲げる規則の様式中「大津市長 様」を「(宛先)大津市長」に改め、「㊟」を削る。

- (1) 大津市建築協定に関する条例施行規則(昭和47年規則第13号)様式第1号から様式第5号まで
- (2) 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する規則(平成9年規則第54号)様式第1号及び様式第4号から様式第6号まで  
 (大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則等の一部改正)

**第9条** 次に掲げる規則の様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

- (1) 大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則(昭和49年規則第38号)様式第4号及び様式第5号
- (2) 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則(昭和55年規則第41号)様式第1号
- (3) 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(昭和63年規則第18号)様式第1号、様式第3号、様式第6号及び様式第7号
- (4) 大津市公有財産等管理規則(昭和63年規則第59号)様式第3号(表)、様式第5号(表)及び様式第6号(表)
- (5) 大津市特定旅館建築規制条例施行規則(平成元年規則第46号)様式第2号、様式第3号(表)及び様式第6号
- (6) 大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則(平成18年規則第53号)様式第1号、様式第3号及び様式第4号
- (7) 大津市港湾の管理運営に関する規則(平成21年規則第61号)様式第1号  
 (大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

**第10条** 大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年規則第39号)の一部を次のように改正する。

「 住 所  
様式第 1 号の 2 中 借入申込人  
氏 名

「 住 所  
を 借入申込人  
⑩」 氏 名

に改める。

」  
様式第 5 号中「⑩」を削る。

「 住 所  
様式第 6 号及び様式第 9 号中 借 受 人  
氏 名

「 住 所  
を 借 受 人  
⑩」 氏 名

に改める。

」  
様式第 12 号中「⑩」を削る。

「借 受 人 住 所  
様式第 15 号中 「又は同居」  
の 親 族」 氏 名

「借 受 人 住 所  
を 「又は同居」  
⑩」 の 親 族」 氏 名

に改める。

」  
(大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則及び大津市火入れに関する条例施行規則の一部改正)

**第11条** 次に掲げる規則の様式中「大津市長 殿」を「(宛先) 大津市長」に改め、「⑩」を削る。

- (1) 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例施行規則（昭和51年規則第5号）様式第1号、様式第2号、様式第4号から様式第6号まで及び様式第8号
- (2) 大津市火入れに関する条例施行規則（昭和59年規則第37号）様式第1号  
(大津市火災予防規則の一部改正)

**第12条** 大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「⑩」を削り、同様式備考を削る。

様式第4号中「⑩」を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、

「

法人等名称・役職・氏名	印	法人等名称・役職・氏名	印

を

」

「

法人等名称・役職・氏名	法人等名称・役職・氏名

」


に

改める。

様式第7号及び様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第8号の3中「㊟」を削る。

様式第9号、様式第13号及び様式第15号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第16号中「㊟」を削る。

様式第16号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第17号中「㊟」を削る。

様式第18号から様式第23号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第23号の2中「㊟」を削る。

様式第23号の3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第24号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考第1項中「B5」を「A列4番」に改める。

様式第25号、様式第26号及び様式第31号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第32号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第33号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(大津市危険物規制規則等の一部改正)

**第13条** 次に掲げる規則の様式中「㊟」を削る。

- (1) 大津市危険物規制規則（昭和60年規則第35号）様式第5号、様式第7号、様式第8号、様式第12号、様式第16号、様式第18号、様式第19号及び様式第22号から様式第24号まで
- (2) 大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則（昭和63年規則第16号）別記様式
- (3) 大津市在日外国人老齢福祉金支給規則（平成5年規則第43号）様式第1号及び様式第4号から様式第6号まで
- (4) 大津市在日外国人障害福祉金支給規則（平成5年規則第44号）様式第1号、様式第4号及び様式第5号
- (5) 大津市消防団規則（平成6年規則第30号）別記様式
- (6) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第45号）様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第8号まで
- (7) 大津市斎場の管理運営に関する規則（平成7年規則第55号）様式第1号
- (8) 大津市児童福祉施設等の認可の手続等に関する規則（平成21年規則第49号）様式第1号から様式第7号まで
- (9) 大津市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成21年規則第52号）様式第1号から様式第3号まで、様式第14号及び様式第15号
- (10) 大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則（平成22年規則第28号）様式第4号及び様式第6号
- (11) 大津市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成23年規則第22号）様式第1号
- (12) 大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成24年規則第63号）様式第1号から様式第3号まで、様式第7号から様式第10号まで及び様式第12号
- (13) 大津市老人福祉法施行細則（平成24年規則第64号）様式第2号から様式第4号まで及び様式第6号から様式第29号まで
- (14) 大津市森林組合法施行細則（平成24年規則第65号）様式第1号から様式第6号まで、様式第8号及び様式

## 第 9 号

- (15) 大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成26年規則第56号）様式第1号から様式第11号まで
- (16) 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成26年規則第98号）様式第2号、様式第3号、様式第6号、様式第7号、様式第12号、様式第14号、様式第16号から様式第19号まで、様式第21号、様式第23号、様式第25号、様式第26号、様式第28号から様式第34号まで及び様式第35号の2
- (17) 大津市職員倫理条例施行規則（平成27年規則第63号）様式第1号及び様式第2号
- (18) 大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則（平成27年規則第70号）様式第1号
- (19) 大津市幼保連携型認定こども園の認可の手続等に関する規則（平成27年規則第71号）様式第1号から様式第5号まで
- (20) 大津市立幼稚園保育料等に関する規則（平成27年規則第72号）様式第1号及び様式第2号
- (21) 大津市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則（平成29年規則第2号）様式第1号から様式第5号まで
- (22) 大津市認定こども園の認定の手続等及び運営の基準に関する規則（令和元年規則第8号）様式第1号及び様式第2号
- （大津市浄化槽清掃業の許可に関する規則の一部改正）

**第14条** 大津市浄化槽清掃業の許可に関する規則（昭和60年規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削り、同様式中備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7を備考6とし、備考8を備考7とする。

様式第5号から様式第7号まで及び様式第10号中「大津市長 様」を「(宛先) 大津市長」に改め、「㊟」を削る。

（大津市準用河川管理規則の一部改正）

**第15条** 大津市準用河川管理規則（昭和62年規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式中（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式中（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

（大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

**第16条** 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第8号中「氏名 ㊟ 電話番号」を「氏名 電話番号」に改める。

様式第11号中「㊟」を削り、同様式中（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

様式第12号の3中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式中（注）1を削り、（注）2を（注）とする。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第21号中「㊟」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第22号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第29号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第30号中「㊟」を削り、同様式中（注）1を削り、（注）2を（注）とする。

様式第32号中「㊟」を削り、同様式中（注）1を削り、（注）2を（注）とする。

様式第35号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第36号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第39号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第40号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第46号中「㊟」を削り、同様式中（注）1を削り、（注）2を（注）とする。

（大津市火災予防規則の一部を改正する規則の一部改正）

**第17条** 大津市火災予防規則の一部を改正する規則（平成2年規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「大津市 消防署長 殿」を「(宛先) 大津市 消防署長」に改め、「㊟」を削る。

(大津市営霊園条例施行規則の一部改正)

**第18条** 大津市営霊園条例施行規則 (平成6年規則第18号) の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中 「 (フリガナ) \_\_\_\_\_」 を  
 氏 名 氏 名 ④

「 (フリガナ) \_\_\_\_\_」 に、「住 所  
 氏 名 氏 名

「住 所  
 ④」 を 氏 名 \_\_\_\_\_ に改める。

(※) 本人の自署でない場合は、押印してください。

様式第3号、様式第4号、様式第6号、様式第9号及び様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、「④」を削る。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に、「氏 名 ④」を  
 「氏 名 \_\_\_\_\_」に、「誓約者(承継使用者)氏名  
 \_\_\_\_\_」  
 ④) を 「誓約者(承継使用者)氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

(※) 本人の自署でない場合は、押印してください。

様式第13号から様式第17号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「④」を削る。

(大津市財務規則の一部改正)

**第19条** 大津市財務規則 (平成9年規則第73号) の一部を次のように改正する。

第78条ただし書中「押印し」を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に、「記載事項確認済 ④」を「記載事項確認済 □」に改める。

(大津市水難救護規則の一部改正)

**第20条** 大津市水難救護規則 (平成12年規則第10号) の一部を次のように改正する。

様式第2号中「大津市長 様」を 「 (宛先) \_\_\_\_\_」に改め、「④」を削る。  
 大津市長

様式第3号中「大津市長 様」を 「 (宛先) \_\_\_\_\_」に改め、「④」を削り同様式注中「記載し、押印  
 大津市長」  
 して」を「記載して」に改める。

(大津市議会政務活動費交付規則の一部改正)

**第21条** 大津市議会政務活動費交付規則 (平成13年規則第9号) の一部を次のように改正する。

様式第1号中「大津市長 様」を 「 (宛先) \_\_\_\_\_」に改め、「④」を削る。  
 大津市長

様式第2号中「④」を削る。

(大津市都市計画法施行細則の一部改正)

**第22条** 大津市都市計画法施行細則 (平成13年規則第30号) の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「④」を削る。

様式第13号中「④」を削る。

様式第13号の2、様式第19号、様式第19号の2、様式第21号、様式第21号の2、様式第22号、様式第24号、  
 様式第26号、様式第29号、様式第32号及び様式第33号中「あて先」を「宛先」に改め、「④」を削る。

「 住 所 「 住 所  
 様式第34号中 (承継人) ④) を (承継人)  
 氏 名 氏 名

に改める。

様式第37号中「あて先」を「宛先」に改め、「④」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

(大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則及び大津市公共棧橋の管理運営に関する規則の一部改正)

**第23条** 次に掲げる規則の様式中「大津市長 様」を 「 (宛先) \_\_\_\_\_」に改め、「④」を削る。  
 大津市長

(1) 大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則 (平成15年規則第13号) 様式第1号及び様式第2号

(2) 大津市公共棧橋の管理運営に関する規則 (平成18年規則第10号) 様式第1号

(大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部改正)

**第24条** 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則 (平成16年規則第51号) の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注5を削る。

様式第10号及び様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部改正)

**第25条** 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則(平成16年規則第68号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第26条** 大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例施行規則(平成17年規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

	「権利を譲り渡そうとする者又は占有者	「権利を譲り渡そうと
	〒 _____	〒 _____
様式第8号中「あて先」を「宛先」に、	住所 _____ を	住所 _____
	氏名 _____ ㊟」	氏名 _____

に改める。

様式第9号から様式第11号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

**第27条** 大津市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則(平成18年規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

様式第5号中「㊟」を削る。

(大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

**第28条** 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号の2までの規定中「㊟」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「印」を削る。

様式第7号から様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

(大津市景観法等施行細則の一部改正)

**第29条** 大津市景観法等施行細則(平成18年規則第105号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号まで、様式第8号から様式第12号まで及び様式第13号から様式第24号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第25号及び様式第26号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第27号及び様式第28号中「㊟」を削る。

(大津市と畜場法施行細則の一部改正)

**第30条** 大津市と畜場法施行細則(平成21年規則第27号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。



様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。  
様式第10号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。  
様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。  
様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。  
様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。  
様式第14号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。  
様式第15号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。  
様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。  
様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

(大津市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

**第31条** 大津市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成21年規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。  
様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。  
様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。  
様式第10号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。  
様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

(大津市医療法施行細則の一部改正)

**第32条** 大津市医療法施行細則（平成21年規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第2号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第3号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第4号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第5号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第6号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。  
様式第7号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。  
様式第8号中「㊟」を削り、同様式中注4を削り、注5を注4とする。  
様式第9号中「㊟」を削り、同様式中注4を削り、注5を注4とする。  
様式第10号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第11号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第12号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第13号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第14号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第15号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第16号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。  
様式第17号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第17号の2中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第18号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第19号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第20号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第21号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第22号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第23号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第24号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第25号中「㊟」を削る。

(大津市歯科技工士法施行細則の一部改正)

**第33条** 大津市歯科技工士法施行細則（平成21年規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。  
様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

(大津市柔道整復師法施行細則の一部改正)

**第34条** 大津市柔道整復師法施行細則（平成21年規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

(大津市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

**第35条** 大津市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成21年規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

(大津市毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

**第36条** 大津市毒物及び劇物取締法施行細則（平成21年規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に、「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「㊟」を削り、同様式注3を削る。

(大津市健康増進法施行細則の一部改正)

**第37条** 大津市健康増進法施行細則（平成21年規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

(大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

**第38条** 大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成21年規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式注4を削る。

続 柄	印	続 柄	

様式第5号中

を

に改め、同様式中注2を削り、注1

を注とする。

様式第9号中「㊟」を削る。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式注4を削る。

(大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正)

**第39条** 大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(平成21年規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第16号及び様式第17号中「㊟」を削る。

様式第18号中「借主氏名.....㊟」を「借主氏名.....」に改める。

様式第19号中「㊟」を削る。

様式第20号及び様式第21号中「借主氏名.....㊟」を「借主氏名.....」に改める。

様式第22号中「借主氏名.....㊟」を「借主氏名.....」に改める。

様式第23号から様式第25号までの規定中「㊟」を削る。

様式第27号中「借主住所.....」を「借主住所.....」に改める。  
氏名.....㊟」を氏名.....」

様式第30号から様式第32号までの規定中「㊟」を削る。

様式第33号中「㊟」及び「※申請者の署名欄、自署の場合押印省略も可」を削る。

様式第34号及び様式第35号中「㊟」を削る。

(大津市生活保護法施行細則の一部改正)

**第40条** 大津市生活保護法施行細則(平成21年規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号から様式第4号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号中「印鑑を押して」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第10号中「担当医師.....㊟」を「担当医師.....」に改める。

様式第12号の3及び様式第12号の4中「㊟」を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に、「(担当医師).....㊟」を「(担当医師).....」に改める。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に、「氏名.....㊟」を「氏名.....」に、

「開設者氏名 ㊟」を「開設者氏名 」に改める。  
様式第16号中「あて先」を「宛先」に、「院 (所) 長 ㊟」を「院 (所) 長 」に、「名 称 ㊟」を「名 称 」に改める。  
様式第17号中「あて先」を「宛先」に、「院 (所) 長 ㊟」を「院 (所) 長 」に改める。

様式第18号中「院 (所) 長 ㊟」を「院 (所) 長 」に改める。  
様式第27号、様式第29号、様式第31号及び様式第32号中「㊟」を削る。

(大津市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

**第41条** 大津市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第53号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式注を削る。

(大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部改正)

**第42条** 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中「同意します。」の次に「【同意する場合のみ記入】」を加え、「㊟」を削り、同様式（裏）中「署名を」を「記入を」に改め、「（申請者自署）」及び「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「㊟（自署の場合は押印不要）」を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号（表）中「㊟」を削り、同様式（表）注4を削る。

様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号（表）中「㊟」を削り、同様式（表）注4を削る。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式注を削る。

様式第11号中「㊟」を削る。

様式第12号（表）中「同意します。」の次に「【同意する場合のみ記入】」を加え、「㊟」を削り、同様式（裏）中「署名を」を「記入を」に改め、「（申請者自署）」及び「㊟」を削る。

様式第13号から様式第17号までの規定中「㊟」を削る。

様式第19号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第22号中「㊟」を削り、同様式注4を削る。

(大津市母子保健法施行細則の一部改正)

**第43条** 大津市母子保健法施行細則（平成21年規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「医師の氏名 印」を「医師の氏名 」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

(大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

**第44条** 大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成21年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8号、第11号、第12号及び第13号」を「第7号及び第10号から第12号まで」に改め、第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条の9第2号イ中「第13号」を「第12号」に改める。

様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の5及び様式第1号の7から様式第1号の10までの規定中「㊟」を削る。

様式第1号の11中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第1号の12中「㊟」を削る。

様式第1号の13、様式第1号の14、様式第1号の17及び様式第1号の19から様式第1号の22までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(大津市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則の一部改正)

**第45条** 大津市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則（平成24年規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表現況平面図の項中「及び印」を削り、同表土地利用計画図の項から道路定規図の項までの規定中「及び印」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同表縦断図（道路、下水及び水路）の項中「印並びに」を削り、同表構造図の項及び求積図の項中「及び印」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

(大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第46条** 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年規則第150号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号及び様式第5号中「氏 名 ㊟」を「氏 名 」に改める。

様式第7号及び様式第9号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

(大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

**第47条** 大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第3号の2中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第4号（第1面）中「㊟」を削り、同様式（第2面）中注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

(大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

**第48条** 大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第4号（第1面）中「㊟」を削り、同様式（第1面）中注2を削り、注3を注2とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

様式第11号中「㊟」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

(大津市長等倫理条例施行規則の一部改正)

**第49条** 大津市長等倫理条例施行規則（平成27年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「し、及び押印」を削る。

別記様式中「㊟」を削る。

(大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

**第50条** 大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）及び様式第3号から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

様式第6号の2中「印」及び「※自署の場合は押印は不要です。」を削る。

様式第6号の3（表）中「印」及び「※自署の場合押印は不要」を削る。

様式第6号の4中「印」を削る。

様式第6号の5及び様式第6号の6中「印」及び「※ 自署の場合は押印は不要です。」を削る。

様式第7号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

様式第16号の2から様式第16号の4までの規定中「印」を削る。

様式第17号及び様式第18号中「㊟」を削る。

(大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

**第51条** 大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とする。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。

様式第5号（第1面）中「㊟」を削り、同様式（第1面）中注3を削り、注4を注3とする。

- 様式第6号中「㊤」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。
- 様式第10号中「㊤」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。
- 様式第12号中「㊤」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。
- 様式第13号中「㊤」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。
- 様式第14号中「㊤」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とする。
- 様式第15号中「㊤」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。
- 様式第17号中「㊤」を削り、同様式中注3を削り、注4を注3とする。

(大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則の一部改正)

**第52条** 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則（平成30年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の表現況平面図の項中「及び印」を削り、同表土地利用計画図の項から求積図の項までの規定中「及び印」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第4号から様式第8号まで及び様式第12号から様式第15号までの規定中「㊤」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第20号**

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第4号の4中 「 コンビニ収納用 」 を 「 コンビニ等収納用 」 に、「コンビニ本部」を「コンビニ等本部」に、「コンビニ店舗」を「コンビニ等店舗」に改める。

様式第4号の5中 「 コンビニ収納用 」 を 「 コンビニ等収納用 」 に、「コンビニ本部」を「コンビニ等本部」に、「コンビニ店舗」を「コンビニ等店舗」に改める。

「 お支払の際は切り離さず 」 を 「 納付の際は切り取らない 」 に改める。



「 コンビニ本部」を「コンビニ等本部」に改め、同様式 (第 2 葉) 中「コンビニ店舗」を「コンビニ等店舗」に、「大切の」を「大切に」に改める。

様式第54号から様式第55号までの規定中

氏 名 (名 称)	㊟
--------------	---

「 氏 名 (名 称) 」に、 「 (所在地) 氏 名 (名 称) 」

「 (所在地) 氏 名 (名 称) 」を ㊟ を (所在地) 氏 名 (名 称) に改める。

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。」

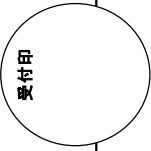
様式第56号及び様式第56号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。  
様式第62号を次のように改める。



様式第62号 (第42条関係)

給与支払報告  
に係る給与所得者異動届出書

市民税  
市民税  
特別徴収



大津市長		〒		整理番号	
所在地		課係		年度	
給与支払者(特別徴収義務者)		氏名		年度	
個人番号又は法人番号(右詰めでご記入ください)		内線		特別徴収指定番号	
フリガナ	新姓	異動年月日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
氏名	年	月 日		番号記入 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が移行)	
生年月日	1. 明後 2. 本庄 3. 甲賀 4. 平城	異動の事由 ※事業主及び従業員希望の外による普通徴収への切替はできません。		特別徴収指定番号	
個人番号	円 号	1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 体職 5. 専従 6. 専従 7. 専従 8. その他 9. その他 10. その他		特別徴収指定番号	
住所	1. 月日 2. 町 3. 丁目 4. 番 5. 号 6. 号	異動年月日		特別徴収指定番号	
異動後	円	異動年月日		特別徴収指定番号	

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	住所	フリガナ	法人番号	特別徴収指定番号	氏名	担当	氏名	担当	月割額	月分
〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒

新しい勤務先へは、月割額を 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。  
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

納付書の更新(漸減の場合のみ記入) 番号を記入 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	徴収先(特別徴収義務者)	住所	フリガナ	法人番号	特別徴収指定番号	氏名	担当	氏名	担当	月割額	月分
〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒

左記の一括徴収した税額は、 円 月分(翌月10日納期限)で納入します。

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合

番号を記入	異動年月日	理由
〒	年 月 日	1. 異動年月日が6月1日~12月31日かつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

様式第70号(表)中「横線」を「二重線」に改め、同様式(裏)中「市民税 県民税」を「市民税・県民税」に、「住所(居所) 又は所在地」を「住所 (所在地)」に改め、「㊟」を削り、「者が」を「方が」に、「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入申告内訳書」(特徴)を「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告内訳書」(特別徴収)に、「ご記入の」を「御記入の」に改め、「※個人事業主の方は、特徴のしおりの記載例をよくご覧の上、納入場所に応じて個人番号をご記入ください。」を削り、「納付」を「納入」に、「納入場所」を「納入取扱場所」に改める。

様式第71号中「㊟」を削り、「事業年度又は 連結事業年度」を「事業年度」に、「連結納税の承認」を「通算承認」に、「連結親法人 ・ 連結子法人」を「通算親法人 ・ 通算子法人」に、「連結親法人名」を「通算親法人名」に改める。

様式第71号の2及び様式第72号を次のように改める。

様式第71号の2 (第45条の2関係)

年 月 日

大津市長 印

住所  
(所在地)  
氏名  
(名称)

この用紙は複製防止用紙で黒色の電子公印を使用しています。

宛名番号

税務官署処理年月日

年 月 日

様

法人市民税更正・決定通知書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度又は連結事業年度 ( )  
の法人市民税について地方税法第321条の11の規定に基づき、下記のとおり更正・決定しましたので通知し  
ます。

記

摘 要	更正前の金額		更正・決定後の金額	
	課税標準	法人税割額	課税標準	法人税割額
税率		%		%
⑤ 課税標準となる法人税額及び法人税割額	⑤		⑤	
⑥ 分割後課税標準額及びその法人税割額	⑥		⑥	
⑦ 市町村民税の特定寄付金税額控除額		⑦		⑦
⑧ 税額控除超過額相当額の加算額		⑧		⑧
⑨ 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		⑨		⑨
⑩ 外国の法人税等の額の控除額		⑩		⑩
⑪ 仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑪		⑪
⑫ 差引法人税割額	分割基準		分割基準	
	全従業員数	人	全従業員数	人
⑬ 既に納付の確定した当期分の法人税割額	当市従業員数	人	当市従業員数	人
⑭ 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑭		⑭
⑮ この更正・決定により、納付すべき法人税割額		⑮		⑮
⑯ 算定期間中の均等割額	⑯ 月数	月	⑯ 月数	月
⑰ 既に納付の確定した当期分の均等割額		⑰		⑰
⑱ この更正・決定により、納付すべき均等割額		⑱		⑱
⑳ この更正・決定により、納付すべき法人市民税額		⑳		⑳

更正又は決定の理由：

指定納期限

年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第72号 (第46条関係)

年度 市民税・県民税減免申請書

年 月 日提出

(宛先)

大津市長



宛名番号.....  
住 所.....  
氏 名.....  
電話番号.....

以下の事由により減免を申請します。

減 免 申請事由	※減 免 事 由	申請事由

※下記の減免事由の番号を記入してください（複数ある場合は全て記入）。

●減免事由

① 大津市市税規則第46条第1項第1号（生活保護受給者）	生活保護受給開始日 年 月 日
② 大津市市税規則第46条第1項第2号（引き続き3か月以上失業している者）	離職日・廃業日 年 月 日 疾病名又は心身障害の症状（該当者のみ）：
③ 大津市市税規則第46条第1項第3号（所得が2分の1以下に減少した者）	当該年中の所得見込み 円 疾病名又は心身障害の症状（該当者のみ）：
④ 大津市市税規則第46条第1項第4号（災害・盗難等の被害者）	被害の程度 ・半壊（半焼） ・全壊（全焼）
⑤ 大津市市税規則第46条第1項第5号（前年所得の30%以上の医療費を支出した者）	医療費（保険金、損害保証金等を除く。） 円
⑥ 大津市市税規則第46条第1項第6号（納税義務者の死亡）	法定相続人所得合計額 円
⑦ 大津市市税規則第46条第1項第7号（その他）	

注意事項

- 1 減免事由を証明する書類を添付し、各納期限までに提出してください。
- 2 この申請をもって減免を決定するものではありません。

様式第72号の2、様式第76号及び様式第76号の2中「㊟」を削る。

様式第77号中「㊟」を削り、「から第5項まで」を「及び第4項」に改める。

様式第77号の2及び様式第77号の3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第77号の4から様式第77号の6までの規定中「㊟」を削る。

様式第78号の3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第78号の4中「㊟」を削る。

様式第78号の5中「個人番号 (法人番号)」を「宛名番号」に改め、「㊟」を削り、「固定資産課税台帳に登記又は」

「

氏名 (名称)
住所
死亡年月日

」を「

氏名
住所
死亡年月日

」に改める。

様式第99号中「㊟」を削り、

事業所所在地		この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号等	電話
税 額	課 税 標 準 額	税 率	税 額
	円	100	円

担当者名及び電話番号			
課 税 標 準 額 (円)	税 率	税 額 (円)	

月分鉱産物価格明細書					
鉱 産 物	産 出 量	単 価	産 出 価 格	税 率	税 額
	t	円	円	100	円

月 分	鉱 産 物 価 格 明 細 書				
鉱 産 物	産出量 (t)	単 価 (円)	産出価格 (円)	税 率	税 額 (円)

改める。

様式第102号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第106号の2 (表面) 中 「特別徴収義務者 住所 (所在地) 」 「特別徴収義務 を

氏名 ( 名 称 )

Ⓜ

「

課 税 標 準				税 額			
十 万	千	百	十 人	千 万	百 万	十 万	千 百 十 円

者 住所 (所在地)  
 氏名 (名称)  
 電話番号  
 指定番号

に、

を

」

」

「

課税標準 (人)	税 額 (円)

に改め、同様式 (裏面) を次のように改める。

」

(裏面)

入湯税納入明細書

区 分	一 泊 客				日 帰 り 客				摘 要
	日次	人 員	日次	人 員	日次	人 員	日次	人 員	
1 課 税 標 準 (入湯人員)	1		17		1		17		
	2		18		2		18		
	3		19		3		19		
	4		20		4		20		
	5		21		5		21		
	6		22		6		22		
	7		23		7		23		
	8		24		8		24		
	9		25		9		25		
	10		26		10		26		
	11		27		11		27		
	12		28		12		28		
	13		29		13		29		
	14		30		14		30		
	15		31		15		31		
	16				16				
	合計	人		合計	人			人	
2	税 率								
3	税 額	円		円		円			

様式第106号の3を次のように改める。

**様式第106号の3** (第73条関係)

鉱泉浴場の経営申告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申告者 住所 (所在地)  
氏名 (名称)  
電話番号  
個人番号又は法人番号  
指定番号

大津市市税条例第157条の規定に基づき下記のとおり申告します。

1 申告事由	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 ( )
2 申告事由の発生年月日	年 月 日
3 異動内容 ※	
4 鉱泉浴場の名称	
5 鉱泉浴場の所在地	
6 備考	

※申告事由が変更及びその他の場合に記入すること。



様式第108号及び様式第109号中「㊤」を削る。

様式第111号中

「

宛 名 番 号									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」を「

宛 名 番 号	
---------	--

」

「

--

」に、「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削り、「

事 業 所 税 額	
-----------	--

円」

「

事 業 所 税 額	
-----------	--

00円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則の規定に基づく様式による納付書等は、当分の間、なお使用することができる。

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第21号**

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大津市印鑑条例施行規則（昭和45年規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中「㊤」を削る。

様式第4号（表）中「ご注意」を「御注意」に改め、同様式（裏）中「ご注意」を「御注意」に改め、「印鑑を持参して」を削る。

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市印鑑条例施行規則（次項において「旧規則」という。）様式第1号の規定による印鑑登録申請書は、改正後の大津市印鑑条例施行規則様式第1号の規定による印鑑登録申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧規則様式第1号又は様式第4号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**企 業 局 管 理 規 程**

**大津市企業局管理規程第2号**

大津市企業局公印規程（昭和59年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

様式第1号及び様式第2号中「所属長名 印」を「所属長名 」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市企業局管理規程第3号**

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
 令和4年3月31日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第3条の2第1項第1号中「振替伝票」の次に「（決算整理に関するものを除く。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 振替伝票（決算整理に関するものに限る。）の審査 経営経理課長が専決する。

第91条中「とする」を「とし、これらの契約に係る履行期間は3年を超えることができないものとする」に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年3月31日から施行する。

**大津市企業局管理規程第4号**

大津市水道給水装置工事費分納取扱規程（昭和28年公営企業部管理規程第8号）の一部を次のように改正する。  
 令和4年3月31日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

別表様式中「あて先」を「宛先」に、  
 「住所 氏名 住所」を「住所 氏名 住所」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市企業局管理規程第5号**

大津市水道事業給水条例施行規程（昭和33年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
 令和4年3月31日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

様式第1号中「㊟」を削る。  
 「申請者（所有者）」を「申請者（所有者）」に改める。  
 様式第2号中 住所 氏名 を 住所 氏名 「㊟」 住所 氏名 に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市企業局管理規程第6号

大津市下水道条例施行規程（平成22年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第18条第2項中「下水道使用料徴収職員証（様式第19号）」を「様式第19号による証明書」に改める。

様式第1号中「氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を「氏名 \_\_\_\_\_」に、

「

施 工 業 者	登 録 番 号	第 号	責 任 技 術 者	登 録 番 号	第 号	を
	所 在 地 称 号 ( 名 称 ) 代 表 者 電 話 番 号	㊟		氏 名	㊟	
				電 話 番 号		

」

「

施 工 業 者	登 録 番 号	第 号	責 任 技 術 者	登 録 番 号	第 号	に、
	所 在 地 称 号 ( 名 称 ) 代 表 者 電 話 番 号			氏 名		
				電 話 番 号		

」

「

竣 工 検 査 合 格 日	使 用 料	を	竣 工 検 査 合 格 日	検 査 員	使 用 料 納 付 確 認 者	に、
年 月 日 ㊟	㊟		年 月 日			

」

「

給水受付印	を	給水受付印	に改める。
㊟			

」

様式第2号中「㊟」を削る。  
 様式第3号及び様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。  
 様式第9号中「㊟」を削り、「責任技術者」を「責任技術者の氏名」に改める。  
 様式第10号中「あて先」を「宛先」に、「氏名\_\_\_\_\_㊟」を「氏名\_\_\_\_\_」に改める。  
 様式第11号中「㊟」を削る。

「 住 所 \_\_\_\_\_ 」 「 住 所 \_\_\_\_\_  
 様式第12号中「あて先」を「宛先」に、新使用者 \_\_\_\_\_ を 新使用者 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ 氏名 \_\_\_\_\_

に改める。

「

様式第13号、様式第15号及び様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。  
 様式第16号の2及び様式第16号の3中「㊟」を削る。  
 様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。  
 様式第19号を次のように改める。



様式第20号、様式第22号及び様式第24号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。ただし、第18条第2項及び様式第19号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(様式第19号を除く。次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市企業局管理規程第7号**

大津市下水道排水設備指定工事店規程(平成22年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

様式第1号中

「

ふりがな		㊞	を
工事店名 (商号)			

」

「

ふりがな		に、
工事店名 (商号)		

」

「

ふりがな		㊞	を
代表者氏名			
	電話番号		

」

「

ふりがな		に改める。
代表者氏名		
	電話番号	

」

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊞」を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、

「

ふりがな 代表者氏名		㊞	を
---------------	--	---	---

」

ふりがな 代表者氏名	
---------------	--

に改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、

「

ふりがな 代表者氏名		㊟	
---------------	--	---	--

」

を

「

ふりがな 代表者氏名	
---------------	--

」

に改める。

様式第6号中「㊟」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市企業局管理規程第8号**

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成22年企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第19条第2項中「公共下水道事業受益者負担金徴収職員証（様式第18号）」を「様式第18号による証明書」に改める。

様式第1号中「氏名・名称 ㊟」を「氏名・名称 〃」に改める。

様式第6号及び様式第9号中「㊟」を削る。

様式第13号「異動理由については、該当欄に○印をしてください。」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 届出者である従前の受益者、新受益者又は土地所有者にあつては、当該届出者に係る者の押印は不要です。

2 異動理由については、該当欄に○印をしてください。

「 住所 〃」を「住所 〃」に改める。

様式第15号中 受益者 〃 を 受益者 〃 に改める。

氏名 ㊟ 氏名 〃

様式第16号中「㊟」を削る。

様式第18号を次のように改める。



**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。ただし、第19条第2項及び様式第18号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（様式第18号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市企業局管理規程第9号**

大津市指定ガス工事店規程（平成19年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中

「第 号

大津市指定ガス工事店指定証

」

「に

大津市指定ガス工事店指定証

」

改める。

様式第8号から様式第11号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第13号、様式第15号及び様式第16号中「㊟」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。ただし、様式第7号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（様式第7号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**消 防 局 訓 令**

**大津市消防局訓令第1号**

大津市消防音楽隊規程（平成27年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「隊長印」を「点検者」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



**大津市消防局訓令第2号**

大津市消防処務規程（昭和47年消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

- 様式第2号中「点検者の印」を「点検者」に改める。
- 様式第3号及び様式第4号中「点検者印」を「点検者」に改める。
- 様式第6号中「㊟」を削る。
- 様式第11号中「点検者印」を「点検者」に改める。
- 様式第13号中「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日）

- この訓令は、令和4年3月31日から施行する。  
（経過措置）
- この訓令の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市消防局訓令第3号**

大津市火災予防査察規程（平成16年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

様式第2号及び様式第3号中

検 査 立 会 者	㊟
-----------	---

を

検 査 立 会 者
-----------

に改める。

様式第4号中

検 査 立 会 者 氏 名	㊟
---------------	---

を

検 査 立 会 者 氏 名
---------------

に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日）

- この訓令は、令和4年3月31日から施行する。  
（経過措置）
- この訓令の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市消防局訓令第4号**

大津市火災予防違反処理規程（平成15年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

様式第1号中「消防局（署）長 様」を 「宛先」  
消防局（署）長 に改め、「㊟」を削る。

様式第2号及び様式第2号の2中「消防局長 様」を「(宛先) 消防局長」に改め、「㊟」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市消防局訓令第5号**

大津市火災調査規程(平成7年消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

第16条第2項中「署名押印」を「署名」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

**大津市消防局訓令第6号**

大津市消防活動規程(昭和44年消防本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

様式第3号(表)中「㊟」を削る。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市消防局訓令第7号**

大津市消防救急活動規程(昭和48年消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

様式第3号中「印」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**大津市消防局訓令第8号**

大津市消防職員服務規程(昭和47年消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

別記様式中「㊤」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年3月31日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

**大津市教育委員会規則第4号**

大津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園規則(昭和36年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式注を削る。

様式第2号中「大津市教育委員会教育長 様」を「(宛先) 大津市教育委員会教育長」に改め、「㊤」を削り、同様式注を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

**大津市選挙管理委員会告示第4号**

大津市選挙人名簿及び在外選挙人名簿事務取扱規程(昭和57年選挙管理委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

様式第3号から様式第5号までの規定中「㊤」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年3月31日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。